破産手続廃止

平成２１年（フ）第１２４号
茨城県土浦市大畑362番地
破産者　太平運輸有限会社
1　決定年月日　平成21年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第４６２号
埼玉県所沢市大字牛沼字武蔵野773番地２
破産者　医療法人社団やすらぎ会
1　決定年月日　平成21年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第２６９号
千葉県富里市七栄885番地21ヴェルメゾンパートⅡ103
破産者　平井　　晃
1　決定年月日　平成21年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２０年（フ）第２２２１７号
山形県西村山郡朝日町大字三中丙408番地１
破産者　株式会社マツムラ山形工場
1　決定年月日　平成21年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２０２５号
横浜市西区北幸２丁目10番33号
破産者　総合都市開発株式会社
1　決定年月日　平成21年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２０２６号
横浜市中区常盤町４丁目39番地
破産者　ニューライフ株式会社
1　決定年月日　平成21年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２０２７号
横浜市都筑区池辺町3774番地１　クリオ鴨居五番館110
破産者　村田　文雄
1　決定年月日　平成21年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３０号
和歌山県新宮市相筋１丁目３番17号
破産者　瀬田　幸司
1　決定年月日　平成21年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２１年（フ）第１１１号
茨城県つくば市梅園２丁目７番１号
破産者　株式会社グローバルコンサルタンツ
1　決定年月日　平成21年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第２７８号
群馬県高崎市北原町849番地
破産者　株式会社木紙
1　決定年月日　平成21年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成１８年（フ）第２０４５４号
東京都品川区荏原１丁目14番１号
破産者　若尾商事株式会社
1　決定年月日　平成21年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第５５号
富山県黒部市宇奈月町浦山782番地
破産者　有限会社大薮建設
1　決定年月日　平成21年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２１年（フ）第１３号
富山県黒部市宇奈月温泉379番地
破産者　有限会社前沢屋
1　決定年月日　平成21年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２１年（フ）第４４号
長野県佐久市小田井658番地17
破産者　有限会社アティック
1　決定年月日　平成21年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所佐久支部

平成１９年（フ）第４４９３号
大阪市西区新町２丁目12番12号森ビル２階、商業登記簿上の本店所在地大阪市西区新町１丁目４番26号
破産者　株式会社ジャパン・コストプランニング
1　決定年月日　平成21年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第８８４号
広島市南区宇品御幸３丁目16番30―502号、申立時の住所広島市南区宇品御幸１丁目11番２―301号
破産者　田崎　英三
1　決定年月日　平成21年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第９号
高知県安芸市本町３丁目４番29号
破産者　有限会社エコソフト
1　決定年月日　平成21年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２１年（フ）第２１４号
北海道旭川市九条通21丁目13番地の47
破産者　有限会社丸貴荒井組
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２９号
青森県八戸市根城６丁目２番５号
破産者　有限会社サラサホーム八戸
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５３号
秋田県大仙市板見内字北畑82番地
破産者　有限会社北畑建設
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２０年（フ）第１２号
福島県南相馬市原町区信田沢字馬場田52番地
破産者　杉浦建設株式会社
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第８５４号
東京都昭島市玉川町４丁目１番13号
破産者　株式会社東
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部